

和歌山信愛女子短期大学 自己点検・評価委員会規程

和歌山信愛女子短期大学

運営会議

制定 2021年7月12日

〔目的〕

第1条 この規程は、和歌山信愛女子短期大学（以下「本学」という。）の学則第2条第1項及び、和歌山信愛女子短期大学内部質保障の方針に基づき、本学における自己点検・評価活動を推進する目的のために設置される自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

〔審議事項〕

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の項目及び実施計画に関すること
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること
- (3) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関すること
- (4) 教学データを中心とした IR（Institutional Research）に関すること
- (5) 認証評価に関すること
- (6) その他、自己点検・評価に関すること

〔委員会の構成〕

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 学科長および主任
- (5) 宗教部、教務部、入試部、学生部、事務部の長
- (6) こころとからだのサポートセンター長
- (7) アドミッション・オフィス長
- (8) きょう育の和センター長
- (9) キャリアセンター長
- (10) 図書館長
- (11) その他、学長が必要と認めた者

〔委員長〕

第4条 委員会には委員長を置き、学長がこれを任命する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

〔委員以外の者の出席〕

第5条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

〔作業部会〕

第6条 委員会は、下に作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会の委員は、点検・評価項目に直接関わりある各部署の教職員をもって構成し、その作業内容を委員会に報告するものとする。
- 3 作業部会の組織及び運営に関しては、委員会において定める。

〔事務〕

第7条 委員会に関する事務は、事務部が行う。

〔規程の改廃〕

第8条 この規定の改廃は、運営会議の議を経て学長が行うものとする。

附則

1. この規定は、令和3年4月1日より遡って施行する。
2. この改正規程は、令和5年4月1日より施行する。